

農用地利用配分計画認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和3年1月6日付けで申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定に基づき次のとおり認可した。

令和3年(2021年)1月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 農用地利用配分計画 別紙のとおり。
- 2 認可年月日 令和3年(2021年)1月19日

農用地利用配分計画

(市町名: 野洲市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	株式会社 アグリサ ポートおうみ富士	滋賀県守山市	上屋黒土2111	田	922	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	4,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 東近江市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町左田849	田	994	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町左田850	田	2086	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町大地841	田	1149	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町大地842	田	1000	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町大地843	田	2159	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	毛利 有宏	滋賀県東近江市	五個荘竜田町尾本818-1	田	2101	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	60kg/10a	物納

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 近江八幡市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 東川町営農組合	滋賀県近江八幡市	東川町1094	田	3278	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 東川町営農組合	滋賀県近江八幡市	東川町1151	田	2958	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 東川町営農組合	滋賀県近江八幡市	東川町1180	田	3004	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 サン・燦ファーム	滋賀県近江八幡市	安土町東老蘇1906-1	田	3469	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和8年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 サン・燦ファーム	滋賀県近江八幡市	安土町東老蘇2031	田	3682	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和8年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	林 傅次郎	滋賀県近江八幡市	南津田町2380-1	田	1059	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	12,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	林 傅次郎	滋賀県近江八幡市	南津田町2381-1(1)	田	1943	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	12,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	株式会社 ブルースカイファーム松村	滋賀県近江八幡市	西庄町3118	田	3446	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	平田 敏基	滋賀県近江八幡市	御所内町1001	田	2250	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
10	水原 弘樹	滋賀県近江八幡市	津田町68-4	畑	4927	賃借権	普通畑	令和3年1月20日	令和22年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
11	水原 弘樹	滋賀県近江八幡市	津田町68-5	畑	4803	賃借権	普通畑	令和3年1月20日	令和22年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
12	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦5063-1	田	261	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
13	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦5064	田	532	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
14	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦5065-1	田	1524	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
15	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦5078-1	田	11	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
16	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦9205-1	田	1658	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
17	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦9206	田	1459	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
18	福澤 武司	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦9207	田	1526	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和12年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 愛荘町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚永田91	田	1273	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚永田92	田	1423	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚永田93	田	2081	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚横ボタ210-1	田	1049	賃借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚乙子202-1	田	611	使用貸借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	—	
6	農事組合法人 近江悠紀会	滋賀県愛知郡愛荘町	長塚棕ノ下137-1	田	354	使用貸借権	水田	令和3年1月20日	令和17年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき